

令和7年和泉市教育委員会第10回定例会

日 時：令和7年10月23日（木） 午後3時00分から

場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項 なし

5. 承認事項

- （1）和泉市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

6. 報告事項

- （1）和泉市指定文化財の指定について

7. 情報提供

- （1）令和7年和泉市議会第3回定例会における議決審議の結果等について

8. 行事等のご案内

- （1）第69回和泉市民文化祭の開催について
- （2）久保惣煎茶会の開催について

9. その他

10. 閉会

教育長の報告（令和7年9月18日～10月22日）

9月19日（金） 公開授業見学（郷荘中学校）

9月24日（水） 校長期中面談（各学校）
和泉市コミュニティ・スクール研修会（市役所）
和泉市職員採用委員会＜1次試験＞（市役所）

9月25日（木）～9月26日（金）
令和7年和泉市議会第3回定例会＜一般質問＞（議場）

9月27日（土） 南大阪こども未来万博（浜寺公園）

9月29日（月） ツインシティマラソンランナー派遣 表敬訪問（第1公室・第2公室）

9月30日（火） 令和7年和泉市議会第3回定例会＜議案審議＞（議場）

10月1日（水） 園訪問（北松尾幼稚園・北松尾保育園）
教育再生首長会議（オンライン）

10月2日（木）～10月3日（金）
和泉市議会役員選挙（議場）

10月3日（金） 大阪府都市教育長協議会 10月定例会（アウィーナ大阪）

10月6日（月）～10月7日（火）
校長期中面談（各学校）

10月11日（土） 令和7年度大阪府立弥生文化博物館秋季特別展（大阪府立弥生文化博物館）
令和7年度いずみ市民大学まちづくり学部まちづくり本科 ワークショップ・講義受講
（和泉シティプラザ）

10月15日（水） 公開授業見学（池上小学校）

10月16日（木）～10月22日（水）
令和7年和泉市議会第3回定例会＜決算審査特別委員会＞（委員会室）

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例の 施行期日を定める規則の制定について（概要）

学校教育室

1 主な制定の理由

北西部地域公共施設の再編成により、教育センターが庁舎第1分館に移転となる。

それに伴い、和泉市教育センター条例の一部を改正する条例（令和6年和泉市条例第26号。以下「改正条例」という。）により、教育センターの位置の改正を行った。

改正条例の施行期日は、「公布の日（令和6年6月27日）から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日」とされており、庁舎第1分館への移転日が令和7年5月7日であることから、改正条例の施行期日を令和7年5月7日とする規則を定めるもの。

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年10月7日

和泉市教育委員会教育長

大槻亮志



和泉市教育委員会規則第12号

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例（令和6年和泉市条例第26号）の施行期日は、令和7年5月7日とする。

議案第 48 号

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市教育センターの移転に伴い、和泉市教育センターの位置を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市教育センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市教育センター条例（昭和47年和泉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 <u>和泉市府中町四丁目11番23号</u>	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 <u>和泉市府中町四丁目20番1号</u>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

和泉市指定文化財の指定について

文化遺産活用課

令和7年9月22日付けで、下記の文化財を市指定文化財に指定した。

	種 別	名 称	員数	所 在 地	所有者	備 考
1	考古資料	惣ヶ池遺跡出土 小形仿製鏡	1点	和泉市まなび野2-4 いずみの国歴史館	和泉市	弥生時代後期
2	彫刻	天部立像	1 軀	和泉市九鬼町175 観自在寺	観自在寺	平安時代末～ 鎌倉時代初期

調査票

種 別 有形文化財(考古資料)
名 称 惣ヶ池遺跡出土小形仿製鏡
員 数 1点
所 有 者 和泉市
時 代 弥生時代後期
法 量 直径 6.4 cm(正円形に近い)、厚み 1.2~2.3 mm(鈕部分は 4 mm)
重 量 14.5g(大半が緑青であり、中心にのみメタル部分が残る)
説 明

惣ヶ池遺跡は、和泉市の北部を南北に縦断する信太山丘陵の標高約 50~60m 地点に立地する高地性集落である。高地性集落とは、今から約 2000 年前に、山頂や丘陵の尾根に築かれた集落を指す。惣ヶ池遺跡も平地からの比高差は 40~50m あり、遺跡からは大阪湾を挟んで北側の六甲山系、西側の淡路島などが望め、非常に眺望に優れている。この眺望の良さは低丘陵の続く和泉北部地域において、顕著な特徴と言えよう。

惣ヶ池遺跡出土小形仿製鏡*1(以下、惣ヶ池鏡)は、令和3(2021)年度に行った市道信太5号線の拡張工事に伴う発掘調査で出土した。惣ヶ池鏡は、平面形が楕円形を呈する直径 0.45m のピット状遺構から鏡面を下にした状況で出土した。本銅鏡の出土状況は、移動堆積したような地層、遺物包含層からの出土状態ではなく、類例の乏しい埋納行為を伴って原位置を保つ状態で出土したことが重要である。出土遺構の構築年代を示す考古資料として少量の土器片があり、時期判別により弥生時代後期前葉後半~中葉に限定され、後世の攪乱などは及んでいない。この遺構の被覆土層内の土器の時期との前後関係も問題ない。播磨以東の小形仿製鏡は墓棺の副葬品・着用品としての出土例が多く、生活遺構からの出土例は近畿以東におおよその偏りがある。同様に、中国鏡の鏡片や破鏡が中国・四国や近畿・北陸西部・東海西部に東伝するが、完鏡は当該期に乏しく、到達したものの古墳時代に伝世したと解釈する研究者も存在する。小形仿製鏡は完存率が高いが、一面一面に個性があり、近畿では同范鏡や同型鏡は存在しない。また、伝世度も低い。その生産は個別分散的であり、後期に特有の青銅器生産体制と理解されている。

惣ヶ池鏡はほぼ正円で径 6.4cm と小形であるが、西日本において初期銅鏡の製作を開始した弥生人の生産活動とその模倣技術の揺籃を知ることのできる最古例の資料として貴重な存在である。好んで古墳副葬鏡が増加する古墳時代の前史となる資料であり、銅鏡の直径や枚数に被葬者の力量が示される社会とはまた異なった扱いを受けていた時代の銅鏡として、その機能や性格も注目される。

惣ヶ池鏡は中国鏡ないしはそれを模倣した第 1 次小形仿製鏡を原鏡(モデル)として鑄造されたものであり、淵源では東アジア世界、とくに中国とつながりを有し、どのような経緯、経路で惣ヶ池遺跡の住人が手に入れ、いかなる流入ルートで受容した鏡なのかはさらなる考証をする必

要がある。鏡の形制、鏡式は複雑な系譜を示しており、同一の鏡は認め難い。擬銘帯※2を有する重圏文系の小形仿製鏡の系統の最初期に属している。原鏡の銘帯から距離を置くため、擬銘帯となったものであるが、文字や記号に類するものがデフォルメされたものであり、複数の原形から退化や省略化が著しく進んでいる。それでも紀元1世紀でも古相段階に製作されたことがわかり、北部九州とは系譜の異なる工人の手になる稀少な価値を有する文化財である。日本銅鏡史のまさにスタートを示す資料と言って過言ではない。

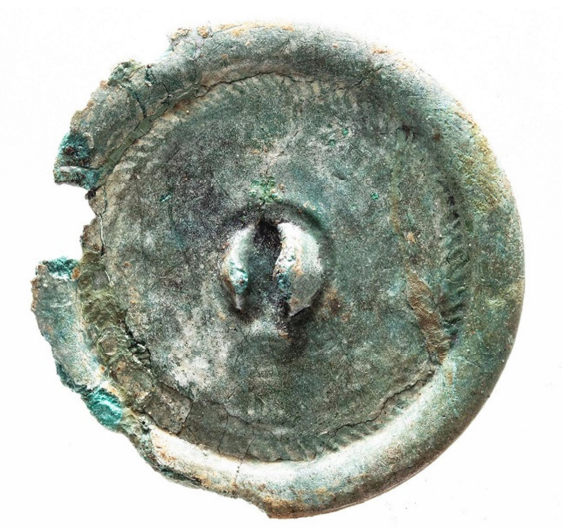
以上のことから、市指定有形文化財にふさわしいと判断される。

※1小形仿製鏡－仿製鏡とは模倣鏡、模製鏡、模造鏡、模古鏡、国産鏡と別称されることもあり、大陸由来の鏡をモデルとして、日本列島において製作が開始されたものである。

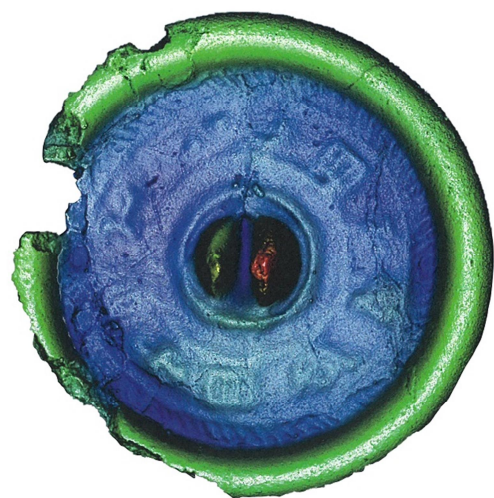
※2擬銘帯－漢鏡に書かれている漢字や文様を模倣して、小形仿製鏡に施された文様。



惣ヶ池鏡出土状況



惣ヶ池鏡 保存処理後



画像処理後

調査票

種 別 有形文化財（彫刻）
名 称 天部立像
員 数 1 躯
所 在 地 和泉市九鬼町578番地
所 有 者 宗教法人 観自在寺
法 量 像高 35.8cm
時 代 平安末期～鎌倉初期
説 明

観自在寺は現在、真言宗高野派に属する。本尊は千手観音立像で、その向かって左に本件の天部立像が安置されている。

この天部立像は像高 35.8 cmである。三山髻を結び、元結い紐は二条とする。天冠台は紐二条。地髪は天冠台上が平彫、下がまばら彫。鬢髪が両耳穴を塞ぐのは珍しい。瞋目、閉口して長袖衣、大袖衣、緒袖衣を着し、袴、裙をはき、籠手・脛当を着す。その上から襟甲・肩甲・胸甲を着けて下甲・表甲・前盾と背甲を着け、甲締め具で甲を締める。腰帯を巻いて帯喰を付ける。天衣を懸ける。沓を履く。

顔を正面にし、右手は屈臂して腰に当て、左手は側方へ挙げて戟(亡失)を執り、腰を右に捻って左足で邪鬼の頭を踏み、右足で邪鬼の背を踏んで輪宝型の頭光を負って立つ。邪鬼の下は岩座(框座付き)。天冠台の正面に冠を着けていたようである。

以上から、この天部立像は本尊守護のために四方に配された四天王像の一つであり、閉口であるものの、赤い身色、持物と体勢からは鎌倉時代再建の東大寺大仏殿内の四天王像である「大仏殿様」四天王像のうちの増長天像に近いところから、増長天像と推定される。

ヒノキ材の割矧ぎ造り、彫眼の彩色・漆箔像である。頭体幹部は木心を前に外した縦一材から彫出し、髻横斜め、両肩中央、左脚中央、左足踵(少し柄にかかる)を通る線で前後に割り、内割りの後、割首して矧ぎ合わせる。両肩先は別材で、左腕は臂、手甲半ばで矧ぎ、右腕は臂外側と緒袖外側に別材を寄せ、手首で矧ぐ。左上脚半ばから下脚半ばにかけて別材を寄せる。左沓先別材。右裙裾に別材を寄せる。体幹部では踵を含み裙と袴の間に鑿を入れて割り放す。これは脚部及び裙裏の彫刻を容易にするための技法で、慶派の武将形像にはこれに類した技法が多用されている。

仕上げは白土下地に彩色の部分と金箔を置いて菊唐草風文様を描き起こす部分からなる。

右手先、胸甲の両胸飾を亡失し、左手先・両腰から垂れる天衣、邪鬼、光背、岩座、框座を後補とする。背面の彩色を掻き落とし、前面の彩色には補彩が多いが、彫刻自体の保存状態は概ね良好なほうであろう。

割首が外れた体幹部内の内割り面を見ると、前材は滑らかで、後ろ材は横鑿の痕を残している。この天部立像はおそらくは二人で制作したであろう。そして四天王像なら工房作であっただろうと

思われる。

作風を見ると、細身の体型は俊敏さを思わせ、戟を除くとまるで軽やかに舞うような印象を与える。

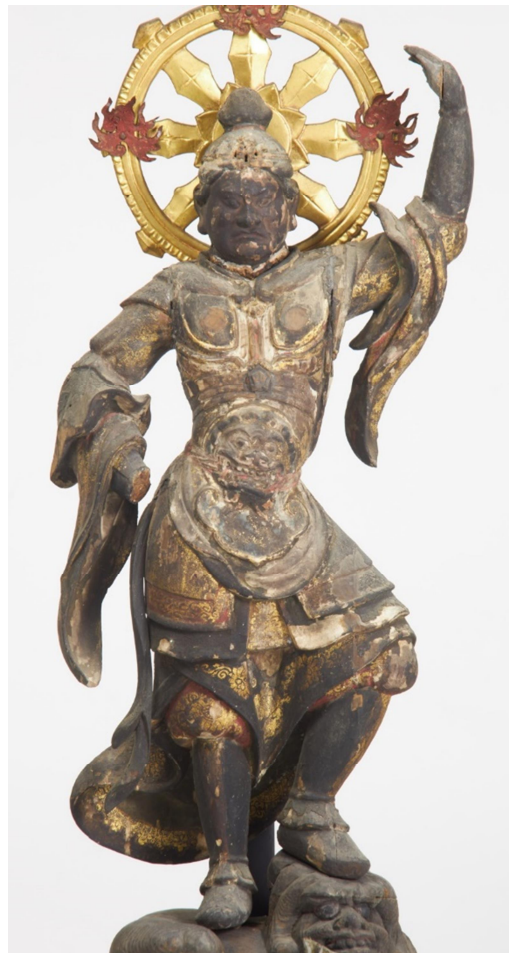
この天部立像にきわめて近い体型と姿勢・装着の増長天像(像高 38.3 cm)が京都府木津川市海住山寺にある。建保 2 年(1214)建立の同寺五重塔の初層に安置された、仏舍利守護の四天王像と考えられている小像の一躯である。甲や着衣の質感や立体感、玉眼嵌入の怒りの表情や力の籠もった存在感は、いかにも鎌倉時代前期の慶派の特徴が遺憾なく発揮された優品である。対する観自在寺像は、硬い角張った部分や複雑な衣の表現を抑えて美しく形を整えた、京都仏師の円派のような作風である。玉眼を用いず、彫眼で瞳を一段高く彫り残してそこに墨あるいは漆を置く穏やかな眼を表現しているが、これも京都仏師の技法である。しかし、優美ながら動勢は見事に表現されている。これは京都仏師には見られない慶派の特色である。

形式のうえでも、院政期の京都仏師の髻は低平な垂髻が多いが、この天部立像は海住山寺像と同じ三山の単髻である。この髻は怒りを抑えた瞋怒の眼や下膨れの顔とともに後の文治 5 年(1189)の神奈川県浄楽寺の運慶作毘沙門天像と共通している。彫眼で怒りを抑えた表情には品がある。耳穴を塞ぐ鬘髪は、浄楽寺毘沙門像では耳前の渦巻きに変化しているように見える。海住山寺像と観自在寺像の技法は、縦一材の前後矧ぎで割首とする基本が共通するのはもちろんであるが、左脚を海住山寺像が大腿部付け根から縦に割り放すのに対して、観自在寺像が上脚半ばから下脚半ばにかけて別材を寄せるところが異なるものの、右脚の裙と袴の間に鑿を入れて割矧ぐところは同工である。

観自在寺の天部立像は、京都仏師の作風に則るものの、慶派の形式と技法、軽やかな動勢の表現から、平安末期～鎌倉初期と推定される慶派の作で、小像ながら、慶派の天部立像でも古い時期の優品の一つとして貴重である。

最後に、この天部立像の伝来であるが、明治 5 年(1872)の池辺和雄氏蔵「観自在寺什物取調帳」と昭和 8 年(1933)の旧横山村役場公文書の「寺有財産名簿」には、詳細な仏像名が記述されているが、本件の天部立像についての記述はない。したがって、この天部立像は昭和 8 年以後に観自在寺に移入された可能性が想定されるが、その元所在地は不明である。

以上のことから、市指定有形文化財にふさわしいと判断される。



観自在寺天部立像

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
1	【報告】 和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和6年度事業対象分） 【教育総務課】	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の事務について点検・評価を行った結果を報告するもの	なし	なし	—
2	【議案】 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について 【こども未来室】	国による「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設されたことに伴い、市は当該事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることが義務付けられたため、規定の整備を行うもの	【原委員】 ① 保育園等に通園する児童数について ② 待機児童・保留児童数について ③ 施設の基準等の考え方について ④ 安心安全な事業運営状況の確認について	① 本事業の対象乳幼児数は、0歳から2歳の人口推計から、保育施設の申し込み見込み数を差し引いて算出。令和8年度の保育施設申込み数は0歳271人、1歳810人、2歳840人と見込んでいる。 ② 令和7年4月の状況は、待機児童が9人で、1歳児2人、2歳児7人。保留児童は398人で、0歳児63人、1歳児162人、2歳児93人。 ③ 保育園等でこども誰でも通園制度を実施する場合、既存の保育施設の基準を満たすとともに、本条例の基準も満たす必要がある。 ④ こども誰でも通園制度は、市町村が事業所の認可、指導、監査を行うこととなっており、本条例施行後には、市が事業所からの認可申請を受け、児童福祉審議会の意見を聴取した上で審査し、認可する。事業開始後は、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行う。また、市に利用者からの相談等があった場合は、事実関係の調査、事業所への指導等を行っていく予定。	可決

1. 議案等

No	議案/報告	概要	質問・要望	答弁	結果
3	【議案】 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 【こども未来室】	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）改正に伴う条例改正。国家戦略特別区域における地域限定保育士制度の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設等に関する規定の整備を行うもの	【原委員】 <意見> 保育士不足への一つの対応として、特例措置の地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴う条例改正と思うが、保育士不足の解消のためには、保育士の待遇改善も必要。	なし	可決
4	【議案】 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 【こども未来室】	国の基準（特定教育・保育施設及び特定地域型事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）改正に伴う条例改正。国家戦略特別区域における地域限定保育士制度の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設等に関する規定の整備を行うもの	なし	なし	可決
5	【議案】 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 【こども未来室】	国の基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）改正に伴う条例改正。国家戦略特別区域における地域限定保育士制度の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設等に関する規定の整備を行うもの	なし	なし	可決

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
1	市立学校の適正配置について	教育総務課	・令和12年度の児童生徒数を推計した結果、光明台中学校区において、学校適正配置のあり方の検討が必要な状況であることから、地域住民と方策について調整を図っていく ・信太中学校区においては、一定規模の児童生徒数が確保される見込みであることから、児童生徒数推移などを適宜確認し、学校適正配置の検討時期について前倒しの必要性などを随時確認していく	【岡田委員】 ①学校適正配置の進め方について ②先を見据えた対応について ③FMの観点で学校適正配置を検討することについて	①児童生徒数の状況に加え、老朽化など校舎の状況、小中一貫校を導入した場合の教育環境等を勘案し、小中一貫校導入の決定を行う。 ②新校舎整備を伴う小中一貫校の整備において、児童生徒数推計を的確に見込むことは重要であると認識していることから、例年の傾向を的確に把握し見通しを注視していく。 ③地域の出生率、転入・転出を予測した上での10年、15年先の正確な児童生徒数推計は困難であり、具体的な年度を示した適正配置の整備計画を定めることは難しいが、5、6年程度先の見通し傾向を確認しながら、可能な限り早めの判断が行えるよう取組みを進める。
2	万町の就学区域について	学校教育室	万町の一部区域に就学指定校の選択制導入を検討する	なし	なし
3	入学式及び1学期始業式の見直しについて	学校教育室	新年度に係る準備を十分に行い、これまで以上に安定的な学級運営に繋げ、質の高い教育活動を実現するため、春季休業日を4月8日までと規定を改め、加えて入学式を4月9日とし、始業式をその翌日に改める	【大浦委員】 ①学級再編成の可能性、再編成が行われる場合や理由について ②再編成を行う主な理由となっている基準日が、5月1日である理由について	①本市では、昨年度1校、今年度1校で再編成が行われた。例えば、新年度4月1日時点で、小学校のある学年で児童数35名でスタートし、4月途中に仮に3名の転入児童があった場合、国庫負担金の算定基準日である5月1日を経過した段階で、児童数が38名になることから、当該学校において再編成する方が児童にとって良いと判断した場合、2クラスに再編成することがある。 ②義務教育費の国庫負担金の算定には、毎年5月1日時点の児童生徒数が用いられ、それにより教職員数が確定することになるため、事実上の基準日として扱われている。

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
4	和泉市生涯学習サポート館事業の廃止について	生涯学習推進室	次期指定管理期間（令和8年度～令和12年度）の終了をもって、生涯学習サポート館事業を廃止する	なし	なし
5	（仮称）和泉市北部総合スポーツ公園基本構想（素案）について	生涯学習推進室	国有地等の無償貸付を前提に、旧泉北水道企業団跡地を候補地として、新たなスポーツ施設の整備を推進するための基本構想（素案）を報告 ・スポーツ施設の現状と課題 ・基本方針 ・導入機能 ・概算事業費等	なし	なし
6	史跡池上曽根遺跡整備事業実施計画の変更について	文化遺産活用課	史跡池上曽根遺跡について、令和8年度の一部リニューアルオープン、令和11年度のリニューアルフルオープンをめざし、第2期整備事業に取り組んできたが、史跡指定地内において、史跡のき損が確認され追加の発掘調査が必要となったことから、実施スケジュールを変更するもの	【坂本委員】 ①今になって被害を公表した理由について ②被害エリアの管理について ③近年、木を伐採した事例について ④警察への捜査依頼について	①警察から捜査への協力要請があったため、公表を控えていた。 ②池上曽根弥生情報館において、来園者の受付や史跡案内のほか、施設の維持管理などを行っている。このエリアは未整備のため、十分に目が行き届いていない面があった。 ③令和4年3月から8月に実施した「池上曽根遺跡イベントマラソン」に参加していた事業者の一部が、雑木の伐採を申し出たことから、許可したケースがある。 ④被害発覚後ただちに和泉警察署に相談し、警察の捜査に全面的に協力してきた。

2. 厚生文教委員会協議会報告案件

No	項目	担当課（室）名	概要	質問・要望	答弁
6	史跡池上曽根遺跡整備事業実施計画の変更について	文化遺産活用課	史跡池上曽根遺跡について、令和8年度の一部リニューアルオープン、令和11年度のリニューアルフルオープンをめざし、第2期整備事業に取り組んできたが、史跡指定地内において、史跡のき損が確認され、追加の発掘調査が必要となったことから、実施スケジュールを変更するもの	⑤犯人が特定された場合の対応について ⑥今後の整備内容及び再発防止策について	⑤被害によって被った損害について賠償請求を行う。 ⑥被害エリアについては、弥生時代の建物跡などの遺構を平面表示する予定としており、令和8年度に遺構復元の内容や手法を再検討し、令和9年度整備工事、令和10年度供用開始予定。防犯対策として巡回の強化、防犯カメラの設置などを行う。
7	和泉創発プラン2.0（素案）について	学校園管理室	和泉創発プラン2.0（素案）について、和泉創発プラン（骨子案）からの主な変更点を中心に説明 ・名称を「和泉創発プラン2.0」とする ・市長公約等に伴う取組事業の追加 ・主要な取組みについて想定事業費を掲載 ・取組みのKPIを設定 ・財政健全化に係る取組みの効果を追加 ・総合計画の体系に沿って取組みの掲載順を整理	【岡田委員】 中学校給食の無償化の対象を中学3年生に限定する理由について 【坂本委員】 ①給食費値上げに対する保護者の意見について ②給食費保護者負担の軽減制度を受けている割合について ③施策の重要度・優先度の検討の必要性に関する市の意見について	給食運営においては、これまで人件費や施設整備など多くの費用を市が負担しており、今後も施設改修などの費用が見込まれ、中学校給食費の無償化には多くの財源が必要となることを説明してきた。また、物価上昇分への補助対応もしてきた。給食の無償化は小中学校とも国が実施すべきと認識しているが、本市でも少子化が進む中、「子育てしやすいまち」「選ばれるまち」をめざし、中学校給食の無償化に取り組むもの。しかし、国から給食費無償化の制度設計が示されていないことや、財政負担の観点から、中学校全学年の無償化は令和11年度とし、制度開始時点の令和8年度に中学校に在学する生徒が中学校卒業までには対象となるよう、令和8年度から令和10年度は3年生のみを無償化対象とする。 ①「全体的に生活費が高騰している中、給食費の値上げは厳しい」といった意見がある一方、「物価高騰の中、給食費の値上げは理解できる。値上げしてでも給食の質を維持してほしい。」との意見が多くあったことを確認している。 ②概ね2割程度。 ③給食施設の改修など、自校調理方式による給食の質を落とすことなく提供するための財源が必要となることから、庁内関係課と協議のうえ、市全体の収支見通し等を含めた財政負担の観点も踏まえ、創発プラン2.0として示した。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
1	埴田議員	落書き撲滅について	学校教育室	落書きをアートに変える取組みについて	令和5年度と令和6年度に、南池田中学校区の地域教育協議会が中心となり、落書きにより景観が損なわれていた「はつが野遊歩道トンネル」に、小中学校の児童生徒、大学生、PTA、教員がペンキで絵を描いた「トンネルアートプロジェクト」の例がある。PTAが中心となって壁面の水洗い清掃とやすり掛けを行い、南池田中学校の美術部員が大阪芸術大学の学生のアドバイスを得ながら自分たちの考えたデザインを描いた。また、公募で集まった小学生が仕上げのスタンプを押すなど、大人と子どもが一緒になってトンネルアートに取り組んだと聞いている。教育委員会としては、例えば、地域の団体等が学校と連携してトンネルアートを作成することを希望し、その箇所の施設管理者の許可が得られる状況であれば、学校と調整することに何ら支障はない。
2	北川議員	放課後の校庭開放による子どもの遊び場づくりについて	学校教育室	校庭開放実施の課題について	枚方市、豊中市、箕面市は、市立全小学校で、高槻市では小学校41校中20校で、高石市はモデル校として小学校1校で放課後の運動場及び余裕教室等の開放を実施している。いずれの市においても、これらの施設開放事業は学校教育以外の行政施策として位置づけており、下校時の安全確保、見守り人員の配置、子どものけがやけんかななどのトラブル対応等、多岐に渡る課題に対応する必要がある。また、学校行事との調整、事故等における保健室の利用等、学校とも教育活動以外に係る調整が必要となり、その他保護者、地域等とも入念な調整を実施する必要があるとのこと、各市からの聞き取りで把握している。
		GIGAスクール構想の検証とタブレット活用について	学校教育室	①学習用パソコンで育みたい力について	①現在は、「個別最適な学び」など多様性を重視した教育・人材育成が求められている。GIGA端末は、あくまでも子どもの成長を促す手段、文房具の1つになるような役割を担うことが大切で、適正な学習用アプリの活用、プログラミング教育を含めた情報活用能力の育成、オンラインによる不登校等の児童生徒への支援などを実施することで、ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成が重要であると考えている。
				②GIGA端末導入の効果と課題について	②第1期の取組みの効果は、AIドリルを利用した学習の場面を創出することで、デジタルを利用することに慣れるという点では展開できたものと分析している。一方、デジタル教材の活用について、学校間で差が生じていたり、従来の一斉授業の形からの脱却、子どもが中心の学びへの転換については、今後の課題と認識しており、専門家を学校に派遣するなどにより、学校間格差の是正やICTを活用した授業改善の推進等を実施している。
				③健康面への影響について	③一般的には、視力低下やドライアイといった目の健康問題、生活リズムの乱れによる睡眠不足、姿勢不良といった運動機能への影響が懸念されている。保護者等からは、学習場面以外における利用や長時間利用による健康面への影響について心配する声もある。
				④家庭への持ち帰りの目的について	④デジタル教材やデジタルドリルなども活用し、自主学習や予習、復習を行うこと、探求的な学習の中でインターネット等から情報収集したり、調べた内容をプレゼンテーションソフトでまとめたりすること、リコーダーの演奏や音読、スピーチを動画で撮影し課題として提出すること、連絡帳の代替として使用することなど、さまざまな家庭学習において活用するため。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
2	北川議員	GIGAスクール構想の検証とタブレット活用について	学校教育室	⑤使用時間や家庭での利用制限について ⑥ネットリテラシー教育の現状と今後の方針について	⑤本市においては、「学習用パソコン活用ルールブック」を作成し、児童生徒に対しては、「ルールを守り、学習用パソコンを安心・安全・快適」に活用するよう説明し、保護者に対しては「家庭へ持ち帰る場合は使用時間の約束を決めるなど、使い方確認の協力」を依頼している。ルール確認や注意喚起は、各学校において発達段階に応じて定期的に行っている。現在、第2期として、1人1台端末の更新を順次進めているが、各学校に対しては、新しい端末の使用についての説明に加え、家庭での使用も含めた活用ルール等の確認を改めて行っていく予定。 ⑥情報モラル教育としては、学習指導要領に基づき小学校・中学校の全段階で位置づけ、低学年から基礎的なルールを教え、学年が上がるにつれてより具体的な問題やリスク管理を学んでいく。また、小学校5年生及び中学校のいずれかの学年で「非行防止教室」を実施している。その中で、ネットいじめや誹謗中傷の危険性、SNS利用の危険性などに触れ、ネットやSNSの適切な利用方法等、発達段階に応じた内容を指導している。
3	小林議員	和泉市内における公立・民間の幼稚園・保育園及び小中学校における防災（ソフト・ハード面から）について	学校園管理室 こども未来室	①検査結果に対する担当課の対応について ②消防設備改修についての教育委員会の見解について ③消防関連器具の購入・設置に対する支援について	①消防の立入検査の結果を踏まえ、速やかな対応を大原則に指摘事項の解消に努めている。直近3か年の消防防火設備改善に係る取組みとして、消火器や誘導標示等の消耗品の取替えや小規模修繕などをし、速やかに対応している。大規模な改修を必要とする工事についても、令和5年度は中学校3校、令和6年度は小中学校4校、令和7年度は小学校4校で、自動火災報知機、消火栓、防火扉などの消防・防火設備関連の改修工事に取り組み、これまで以上に対応スピードを上げて取組みを進めてきた。令和8年度において、5校の消防・防火設備関連の改修工事を計画し、現在その設計業務にも取り組んでいる。残る指摘事項への対応も、その対応手法について関係部局と相談しており、令和9年度には全ての指摘事項の解消を予定している。 ②消防・防火設備の改善は、児童・生徒の安全を確保する重要な取組みと認識している。近年では、校舎や体育館の空調整備や大規模改修工事に取り組む中においても、消防・防火設備の改修工事についてペースを上げ、可能な限りの早期解消に努めてきた。現在指摘が残っている学校9校のうち、2校については約2年程度不備が継続する形になるが、その間においても不備のままで放置するのではなく、職員室にある緊急警報装置や校内放送の活用、可搬ポンプを学校に備えるなどの暫定的な代替策について、関係課と協議することとしている。加えて、ソフト面においても、現在も実施している、現場の校長先生や教頭先生等を対象とした防火管理研修についても更なる内容の充実を図られるよう関係課と協議していく。こうしたことにより、令和9年度には指摘解消を図り、今後、新たに不備を指摘された場合には、速やかに改善に努め、同じ指摘内容が何年も続かないように取り組んでいく。 ③公立の各施設については、消火器など小規模な器具等の購入、小規模な修繕に対する国等の支援制度はない。大規模改修等と併せて実施する消防設備の改修工事については、保育園に対する支援制度はないが、幼稚園、小中学校、義務教育学校については、国基準額となるが、工事費等の約3分の1が交付金対象となる。なお、近年の実績としては、令和4年度に小学校1校、令和5年度に中学校3校、令和6年度に小中学校4校において、国の交付金を受け改修工事を実施している。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
3	小林議員	和泉市内における公立・民間の幼稚園・保育園及び小中学校における防災（ソフト・ハード面から）について	学校園管理室	④各年度の支援実績について（学校名・交付金額等） ⑤各年度の支援実績について（私立園・交付金額等） ⑥今の不備状況の改善に要する費用について ⑦保育所等の避難訓練について ⑧民間園における避難訓練内容の把握について ⑨保育所での避難訓練の職員体制について	④補助金交付を受けた対象校について、令和4年度の1校は、和気小学校の防火設備改修工事で、交付金額は618万4,000円。令和5年度の3校は、北池田中学校、光明台中学校の消防・防火設備改修工事、石尾中学校の防火設備改修工事で、交付金額は3,312万3,000円。令和6年度の4校は、いぶき野小学校、南池田小学校、郷荘中学校の消防・防火設備改修、黒鳥小学校の防火設備改修工事で、交付金額は4,291万4,000円。 ⑤私立の保育所・認定こども園等の場合は、消火器など小規模な器具等の購入に係る補助制度があり、実際に購入した金額に対し、1施設あたり、最大で年間16万円を上限に民間園に対し補助金を交付している。近年の活用実績としては、令和4年度は22施設、令和5年度も同じく22施設、令和6年度は24施設で、多くの施設が上限額である16万円の交付を受けている。また、公立施設と同様に、改築や大規模改修等と併せて実施する消防設備の改修設備も補助対象であり、国基準額となるが、工事費等の約4分の3を補助することが可能となっている。なお、近年の実績としては、令和4年度に私立保育所1施設、令和5年度に私立認定こども園1施設で、自動火災報知設備等の設置に対して補助を行っている。 ⑥消防施設に関する改修工事費用は内容によって異なり、現時点で全体の見込みまでは算定できていないが、現在、来年度における小中学校5校の消防・防火設備関連工事の実施に向け、設計業務に取り組んでいる。改修工事の費用は、現在、設計中であるが、過去の実績からすると、1億5,000万円程度必要と考えており、補助金については国の基準額があるが、1/3を見込んでいる。なお、令和9年度予定分も施設の老朽状況に応じることとなるが、約1億円程度の費用は必要になるものと考えている。 ⑦本市の公立園では、消防法に基づく避難訓練として年2回、それ以外の避難及び消火等の訓練として年10回の合計年12回を、消防計画に基づき実施している。公立園での具体的な取り組みとしては、地震・火事に係る避難訓練、不審者対処訓練などを実施していることを把握しているが、民間の保育園等における避難訓練の回数、実施内容については把握していない。 ⑧民間園での避難訓練の内容等については、認可権限を持つ大阪府及び広域事業者指導課が指導監査等により確認していることから、現在のところ把握はできていないが、今後、避難訓練の内容等を把握する方法について、民間園や大阪府等と調整していきたい。 ⑨災害は、いつ発生するか分からないものであり、災害に特化して職員を配置することはしていないが、通常の訓練の中で歩けない子ども達を避難させる形として、特に0・1歳児クラスの園児に対しては大型ベビーカーや避難車に乗せる、または、保育士が抱えるなどして、複数の園児を安全に移動させるというような形を想定し、訓練している。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
3	小林議員	ヤングケアラーについて	学校教育室	①ヤングケアラーの定義について ②実態アンケートについて ③実態アンケートの結果について ④相談したい子どもへの対応について ⑤ヤングケアラーの子どもを見つけ出すことができた事例について ⑥先進事例について	①子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を奪われたり、若者においては、自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われるなど、家族のケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの。 ②令和3年度に開始した、市内全校の小学校5年生から中学校3年生を対象とした生活実態アンケートは、令和5年度から毎年5月に実施している。 ③令和7年度におけるアンケートは、子どもの生活実態を踏まえ、学校生活への影響、支援ニーズ等を把握し、適切な支援につなげることを目的として実施。結果としては、「あなたは家で家族のお世話をしていますか」という質問に「ほとんど毎日する」と回答した子どもが997人、「今、家族へのお世話などで相談したいことはありますか」という質問に「ある」と回答した子どもが263人、「どんな内容について相談したいですか」という質問に「自分の状況」と回答した子どもが192人、「家族のお世話について」と回答した子どもが85人、「自由に使える時間がほしい」と回答した子どもが192人、「将来のこと」と回答した子どもが111人、「勉強のサポート」と回答した子どもが123人、「家庭へのお金の支援」と回答した子どもが36人、「お世話の全部、もしくは一部を誰かに代わってほしい」と回答した子どもが43人であった。 ④相談したいことがあると回答した子どもに対しては、各学校において担任等による聞き取りを実施の上、結果と対応を教育委員会に報告するよう学校に指示。聞き取った結果を確認し、教育委員会が気がかりであると判断した子どもについては、各学校のスクールソーシャルワーカーによるアセスメントを実施し、必要に応じて学校におけるケース会議等を実施するとともに、虐待の恐れがある場合や福祉的な支援につなぐ必要が認められる場合には、教育委員会事務局に配置している社会福祉士が子育て支援室等と連携し対応している。 ⑤ある学校で、教員が欠席の多い子どもを確認していた際、きょうだいで交互に欠席していることに気づき、本人に聞き取ったところ、学校を休んで就学前の弟妹のお世話をしていたことが分かり、ヤングケアラーとして対応した例、また、遠足の際に教員がある子どものお弁当を見て自分で作っているのではないかと気づき、本人に聞き取ったところ、ヤングケアラーであることが分かり対応した例などがある。 ⑥本市においては、子ども家庭庁の通知が発出される以前の令和3年度から、教育委員会が主体となり、定期的に生活実態アンケートを実施し、ヤングケアラーの支援に活用してきた。教育委員会が主体となってアンケートを実施している事例は全国的にも珍しく、他の自治体だけでなく、子ども家庭庁からも本市のアンケートの取組みが先進事例であるとしてヒアリングを受けるなどしている。今後も、他自治体の事例を参考に取組みをさらに深める。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
4	遠藤議員	登下校時の熱中症対策について	学校園管理室 学校教育室	①大阪の自治体の2学期始業式の日程について ②学校における熱中症対策に係る環境整備について ③中学校に設置しているウォータークーラーの機能等について。小学校へのウォータークーラーの設置について。 ④冷却グッズの使用の把握について ⑤冷却グッズ用の冷凍庫等の設置状況について ⑥冷却グッズ用の冷凍庫設置について ⑦学校の開門時間やエアコンの起動時間について	①昨年度の状況は、8月25日を2学期始業式としている自治体が本市を含めて23。その他、8月24日の自治体が1つ、8月26～29日の自治体が16、9月1日の自治体が3つ。 ②熱中症事故を防止するための環境整備等に関しては、活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう備えるとともに、ためらうことなくAEDの使用を含む一次救命処置や救急要請を行うことのできる体制を整備すること、学校施設の空調設備を適切に活用すること、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること等を指導している。 ③市内すべての小・中学校、義務教育学校に水道直結式の床置きタイプのウォータークーラーを設置しており、機能は水を自動で入れ替える「自動洗浄機能」がついており、水道水を冷却し、常に冷たい水の供給が可能。小学校は体格に合わせ、低床タイプのものを設置している。 ④児童生徒が熱中症対策として、冷却グッズや日傘などを活用していることについては、教育委員会としても把握しており、様々な対策を行うことは必要であると認識している。 ⑤冷却グッズに限定した設備は設置していないが、保健室や職員室には冷蔵庫を設置しており、経口補水液を冷やしておくなど、熱中症対策にも活用している。 ⑥冷却グッズは水に濡らして気化熱を利用するタイプのものなどもあり、冷凍庫を必要とするものばかりではない。日傘の利用などもあり、ネッククーラーを使用している子どもは多くはなく、保護者からの冷凍庫使用を希望する声も確認できず、現時点で冷却グッズのための冷凍庫等の設置は考えていない。ただし、熱中症対策には十分な配慮が必要と認識しているので、学校現場と連携し、必要な対応は適宜調整する。 ⑦学校によって開門時間や校舎に入れる時間は異なるが、黒鳥小学校では、8時から教室に入れるようにしており、エアコンは8時以降に起動。伯太小学校でも8時に教室を開けて、エアコンも8時から起動。
5	谷上議員	市立学校の適正配置 ①信太中学校区等の教育環境について	教育総務課	①信太中学校区における各学校の児童生徒数の推移について ②5年前の児童推計と実績の人数との乖離について	①鶴山台北小学校は、令和2年度の児童数368人・学級数12学級に対し、令和7年度の児童数256人・学級数11学級で、児童数は112人減少。鶴山台南小学校は令和2年度の児童数211人・学級数6学級に対し、令和7年度の児童数180人・学級数7学級で、児童数は31人減少。信太小学校は令和2年度の児童数453人・学級数14学級に対し、令和7年度の児童数422人・学級数12学級で、児童数は31人減少。信太中学校は令和2年度の生徒数526人・学級数14学級に対し、令和7年度の生徒数438人・学級数13学級で、生徒数は88人減少。 ②児童推計は就学前の0～5歳児の人数をスライドさせることで試算しており、予測が難しく見込んでいない転入、転出や私立の小中学校選択が実績とのずれになることを認識している。鶴山台南小学校の見通しと実績の乖離については、明確な要因とは言いきれないが、UR団地再生事業による転出により想定より児童数が減少したと推察される。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
5	谷上議員	市立学校の適正配置 ①信太中学校区等の教育環境について	教育総務課	③葛の葉町在住の児童生徒の状況について ④小規模校化によるデメリットについて ⑤小規模校化への対応策について ⑥施設一体型義務教育学校の導入の検討について ⑦施設一体型義務教育学校の整備に要する期間について	③現在、葛の葉町に在住している児童生徒のうち120人が信太小学校、58人が信太中学校に在学している。令和2年度に実施した葛の葉町在住の就学前の子どものがいる保護者へのアンケートでは、（仮称）富秋学園に通学を検討したいという割合が4割程度であった。（仮称）富秋学園の情報は、葛の葉町の地域等にも発出しており、令和8年度には対象者への就学希望調査も実施予定である。 ④小規模校化による教育環境面の一般的なデメリットは、「クラス替えができなくなる」「習熟度別学習などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい」「クラス同士が切磋琢磨するような教育活動ができない」「クラブ活動や部活動の種類が限定される」「友達などからの多様な物の見方や考え方、表現に触れることが難しい」などがある。 ⑤現時点において、鶴山台北小学校・南小学校ともに重点的に全ての学年による縦割り活動に取組み、上級生の自己有用感の高まりに加え、学校全体の温かい雰囲気醸成できていると把握している。さらなる充実が確保できるよう、両校の管理職をはじめとする教員と教育委員会でどのような対応が可能であり有効であるかの協議に着手したところで、今後、具体的な対応策を検討していく。 ⑥施設一体型義務教育学校の導入により、国が示す標準学級を大きく超過する規模になると、「児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難となること」「集団生活においても同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる」「同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、人間関係が希薄化するなど教育面の課題が懸念される」などの課題があることから、令和2年度に策定した「和泉市教育施設等長寿命化計画」において、「施設一体型義務教育学校の導入にあたっては、児童生徒数の状況に加え、校舎の状況、小中一貫校を導入した場合の教育環境等を勘案し、導入の決定を行う」としているところ。信太中学校区においては、鶴山台団地再生事業に伴う子どもの増加状況や葛の葉町在住児童生徒の（仮称）富秋学園への入学状況を適宜分析したうえで、学校適正配置の検討時期について前倒しの必要性などを随時確認していきたいと考えている。 ⑦小中一貫校の導入に際しては、まず地域との調整に要する期間が必要であり、調整期間は地域によって異なると想定している。この調整期間に加え、適正就学対策審議会での方針決定後に要する期間としては、これまでの実績に基づいて勘案すると、設計・工事等で概ね7年以上と考えている。
6	大浦議員	学校夏休み延長について	学校教育室	①2学期始業式が8月25日となった理由について ②熱中症警戒アラートとその対処について	①余裕をもった授業時数の確保と柔軟な教育課程の編成を目的として、令和元年度に小学校の普通教室への空調整備が完了したことも踏まえ、令和2年度から2学期の始業日を改めた。 ②熱中症警戒アラートとは、暑さ指数情報提供地点における翌日・当日の最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値）に達する場合に発表されるもの。発表時の対策としては、「不要不急の外出は避ける」「室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごす」「こまめな休憩や水分補給・塩分補給」「身近な場所での暑さ指数を確認したうえで、涼しい環境以外では原則運動は行わない等の対策の実施」「熱中症にかかりやすい『熱中症弱者』への配慮」などが示されている。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
6	大浦議員	学校夏休み延長について	学校教育室	③通学中の暑さ対策について ④教員の声について ⑤見直すことによる授業時数の確保について ⑥夏季休業期間を変更する方法について ⑦次年度以降の夏季休業期間の見直しについて	③登下校を含めた学校教育活動等における熱中症事故の防止については、文部科学省からの通知を踏まえ、本市においても各学校へ適切な対応をとるよう指示し、発達段階等を踏まえながら指導している。また、日傘やネッククーラーの使用を許可する学校もあると認識している。 ④本市の学校現場においても様々な意見があることは確認している。なお、国の通知においては、子どもの負担軽減の視点から、過度な授業時数を回避するべく、夏休み期間を更に短縮し、平日の授業時間を短くする検討などが例示され、夏休みを短くしている自治体も確認している。また、本市中学校の一部の生徒会でも、夏休み期間を短縮し、平日の授業時間を短くすることで、塾などの習い事に行く前に自分たちの時間を確保したいという声もあることを確認している。 ⑤現在は、授業時数の確保はあくまでも目安とし、台風やインフルエンザによる休校で授業時数が不足する場合はやむを得ないとされており、国からは、過度に余裕をもった授業時数の確保は必要ないものとされている。現在の授業日数及び授業時数について、小学校においては、国が定める標準授業時数に対して、余裕をもって実施できている傾向にあり、時数だけを考えると、9月1日に戻す余地もあると考えるが、中学校3年生においては、授業日数が少ないことから、生徒への負担が増えることが懸念されるところ。見直しについては、児童生徒の視点、保護者の視点、教員の視点等、子どもたちの成長に係る影響は様々であると考えており、2学期の始業式の見直しを検討することには留意が必要。 ⑥法的な理由により、夏休みの日数を変更できないということはない。2学期の始業式の見直しに関しては、学校現場の意見もあるが、見直しに伴う子どもたちの成長への影響等、あらゆる視点で教育委員会と学校現場が意見交換を行ったうえで整理する必要がある、仮に見直しを実施する場合には、最終的に、教育委員会会議において、「和泉市小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」の見直しに係る決定が必要となる。 ⑦夏季休業期間の見直しについては、昨年度から、市内各学校の校長代表と教育委員会によるワーキンググループにおいて議論を行っている。議論の中では、「児童生徒の学力・成長への影響」「夏休み中の栄養確保（給食提供）」「猛暑での登下校の安全確保」「中学校3年生の時数確保」「統一している小中学校の夏休み期間を小中で別にするなどの影響」「夏休み期間を短縮し、平日を時間短縮すること」など、さまざまな視点での意見交換を行った。結果、現時点での方向性としては、中学校3年生の授業時数を考えると変更しがたいことや、小中のきょうだいにも配慮し、小中での夏休み期間は統一すべき、今後の公立高校入試制度改革により、公立高校入試そのものが前倒しになる可能性があるとのことから、令和9年頃に告示予定の次期学習指導要領の改訂も見据えながらの研究が必要とし、現時点での夏季休業期間の見直しは行わないと整理した。近年の暑さは予想以上であり、子どもたちの安全を考慮すると、登下校時の暑さへの配慮も重要であると考えている。今後、授業時数と柔軟な教育課程の編成において、登下校時の暑さ対策や安全配慮、公立高校入試制度の動向、学習指導要領の改訂内容など、さまざまな観点を踏まえた研究を進めていく。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
7	デルフィン議員	eスポーツの未来について	学校教育室	①大阪市立中之島小中一貫校eスポーツ部について ②eスポーツ部の設立のビジョンについて ③eスポーツ部設置に向けた課題について ④（仮称）富秋学園におけるeスポーツ部の設立について	①大阪市立中之島小中一貫校のeスポーツ部は、高性能パソコン40台、専用椅子、3Dプリンタ4台を設置した教室で実施しており、中学校1年生から3年生の生徒26人が在籍している。普段は週2、3日活動しており、土日の活動はない。活動内容は、オンラインゲームで見られるスポーツや格闘ゲームが中心ではなく、マイクラフトで校舎を再現したり、プログラミングを行うことや、3Dプリンタを活用してネームプレートを作成するなど様々な活動を実施し、個人活動ではなく団体での活動を目的としていたと認識している。校長の話によると、まだどの活動も試行錯誤段階だが、環境は整えられており、これからさまざまなことに取り組んでいくとのこと。この学校の現状として、子どもたちは、まず年度当初に自分たちでこの設備を使って何がしたいかを考え、チームでプレゼンを行う。その内容に沿って1年間、子ども同士が話し合いながら活動を進めているとのこと。あくまで学校教育であることから、eスポーツとして極めることを目標とするのではなく、最新のICT機器を使って集団で何かを成し遂げることを目標として活動していると把握している。 ②学校におけるeスポーツ部の創設は、デジタル時代に即した学びとスキルの獲得、チームワーク・コミュニケーション力の育成の観点からも有意義であると考えている。ただし、部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加する活動であることから、学校においてeスポーツ部を設置する場合、生徒のニーズや部活動を受け持つ顧問の確保が重要。 ③大阪市立中之島小中一貫校では、活動日は週2から3日、家庭での練習は自主的に行うという運用であること、また、ゲームだけでなくプログラミングなどの活動も併せて実施しているなど、懸念されていたゲームへの依存には対応できている。ただし、eスポーツ部を学校に設置するためには、高性能パソコンをはじめとしたICTインフラ、eスポーツやプログラミング等に高い知識を有する指導者が必要。そのため、すべての中学校で実施できるとは考えにくく、拠点を設け、そこに各学校から中学生が集まって活動を行うといった形でないかと実現は難しい。 ④現時点で、（仮称）富秋学園へのeスポーツ部の設置は予定していないが、現在市内に、プログラミング教室やeスポーツスペース、子どもの居場所等を手がける民間事業者があると聞いている。今後、市として拠点となるeスポーツ部の設置に向け、民間設備の利用や指導者の派遣等について、このような民間事業者との連携が可能であるか、民間事業者へのヒアリングなどから実施していきたい。
		プロスポーツについて	生涯学習推進室	①温水プールのあり方について ②温水プールの整備時期と利用者人数について ③（仮称）和泉市北部総合スポーツセンター（素案）について	①設備不良による修繕により、今後も多額の経費が必要であることや、民間事業者による屋内プールの充実などを踏まえ、現状の課題を整理し、公営による温水プール事業の必要性を検討するもの。 ②平成9年から運用を開始。利用者数は平成27年度は年間延べ約20万人、令和6年度は約11万人。 ③基本構想素案として示したものは、野球場、サッカーやグラウンドゴルフなどができる多目的グラウンド、テニスコート、スケートパーク、3人制バスケット3×3コートなど。

3. 一般質問

No	質問議員	項目	担当課（室）名	質問・要望	答弁
7	デルフィン議員	プロスポーツについて	生涯学習推進室	④クリケットの普及について ⑤令和7年度の市民観戦デーについて ⑥今後の市民観戦デーについて	④クリケットの試合が行われる競技場は、野球場よりも大きな面積が必要であり、（仮称）和泉市北部総合スポーツ公園で整備することは考えていない。 ⑤プロ野球のオリックス・バファローズは8月15日から8月17日に実施し、招待人数は1,202人、プロサッカーのセレッソ大阪は9月20日に実施し、参加人数は集計中であるが、フラッグベアラーという抽選により当選した和泉市民が、チームフラッグを掲げながら選手とともにピッチ内に入場する新たな企画を導入した。また、プロバスケットボールのエヴェッサ大阪は、現在日程調整中であり、今年度の新たな取り組みとして、10月11日にアルバモス大阪というプロハンドボールの市民観戦デーを実施する。 ⑥市民観戦デーは相手チームの都合があり、市の考えだけでは実施できないが、市民の方々に楽しんでいただけるよう、引き続き調整する。
8	友田議員	道路施策について	生涯学習推進室	①（仮称）北部総合スポーツ公園の概算事業費について ②事業の効果について	①基本構想（素案）で約55億円から60億円程度を想定している。 ②スポーツ施設の利用は土日祝日に集中し、予約が取れずスポーツ施設の不足が課題となっている。例えば、関西トランスウェイスポーツスタジアムにおける令和6年9月から11月の土日祝日の予約状況は、野球場は抽選申込数103件に対し、当選数は40件で当選率は38.8%、多目的グラウンドは抽選申込数432件に対し、当選数162件で当選率37.5%、テニスコートは抽選申込数458件に対し、当選数272件で当選率は59.4%と、野球場、多目的グラウンドは約6割、テニスコートは約4割の方が希望どおりに利用できていない状況である。スポーツ公園を整備することで、この課題を改善し、スポーツを楽しむ機会を市民へ広く提供し、さらなるスポーツの振興を図り、市民の健康づくりや地域の活性化に寄与する。また、全体を公園として整備することで、ウォーキングやランニングなど、誰もが気軽に自然を感じながら利用でき、心身ともに豊かになる環境を提供できる。

第69回 和泉市民文化祭

期間

令和7年

10月5日(日)から12月21日(日)

場所

和泉シティプラザ

和泉市コミュニティセンター 他

入場無料 ※一部有料あり

文化の日 プログラム

日時 11月3日(月・祝) 9:40開場

場所 和泉シティプラザ 弥生の風ホール

10:00～12:00 市民ステージ(午前の部)

13:00～ オープニングアトラクション(パレエ・相撲甚句)

13:30～ 式典 文化功労賞 贈呈など

14:20～ 市民ステージ(午後の部)



展示部門

和泉シティプラザ 3階レセプションホール 他

第1期

11月1日(土)

11月2日(日)

11月3日(月・祝)

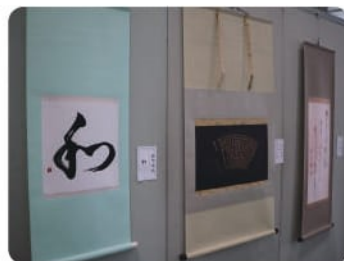
10:00～17:00

最終日は16:00まで

11月2日(日)・11月3日(月・祝)

お茶席あり(500円)

お菓子が無くなり次第終了



書道・日本画・水墨画・洋画・水彩画・ちぎり絵・俳画・陶芸・
いけばな・盆栽・木彫・写真・編み物・俳句・ふるさと研究会・
かつらぎ町交換作品・ディップアート・切り絵・クラフト・
押し花・ボタニカルアート など

第2期

11月15日(土)

11月16日(日)

10:00～18:00

最終日は16:00まで



PTA 作品展・こども絵画展・日本と世界の子ども作品展・よみかき作品展

演技部門



10月

日程	開始時間	演目	開催場所	料金
5日(日)	12:00～	和泉市民俳句大会	和泉市コミュニティセンター	無料
25日(土)	13:30～	劇団かんふぁ 演劇「西遊記」	和泉市シティプラザ 弥生の風ホール	無料
26日(日)	13:30～	第39回 和泉市合唱祭	和泉市シティプラザ 弥生の風ホール	無料

11月

日程	開始時間	演目	開催場所	料金
2日(日)	13:00～	社交ダンスパーティー	人権文化センター ゆう・ゆうプラザ	500円 当日会場にてお支払い
9日(日)	9:30～	第68回 吟詠大会	和泉市コミュニティセンター	無料
	13:00～	謡曲発表会	和泉市コミュニティセンター	無料
	14:00～	第48回 交響楽団定期演奏会	和泉市シティプラザ 弥生の風ホール	無料
23日(日)	14:00～	第19回和泉フィルハーモニカ定期演奏会	和泉市シティプラザ レセプションホール	無料

12月

日程	開始時間	演目	開催場所	料金
6日(土)	14:00～	太鼓クリエーション1部	和泉市シティプラザ 弥生の風ホール	500円 シティプラザ総合案内所にてチケット発売(10月5日～)
7日(日)	13:00～	太鼓クリエーション2部	和泉市シティプラザ 弥生の風ホール	1,000円 シティプラザ総合案内所にてチケット発売(10月5日～)
21日(日)	13:30～	何でもありコンサート	和泉市コミュニティセンター	200円 当日会場にてお支払い

ご来場はなるべく公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

主催

和泉市・和泉市教育委員会・和泉市文化協会

お問い合わせ

和泉市教育委員会事務局 生涯学習推進室 生涯学習担当 電話 0725-99-8161

久保惣煎茶会

令和7年11月2日 日

場 所 和泉市久保惣記念美術館聴泉亭
 定 員 100人(各席20人程度)
 参加費 1人 1,000円(税込) **(別途入館料必要)**
 主 催 和泉市久保惣記念美術館
 協 力 一茶庵宗家(佃 梓央氏)

1席目 午前11時15分～11時50分
 2席目 午後12時00分～12時35分
 3席目 午後12時45分～1時20分
 4席目 午後1時30分～2時05分
 5席目 午後2時15分～2時50分

※開始15分前に美術館入口で受付をして下さい。

和泉市久保惣記念美術館の
 お茶室で、煎茶を飲みながら
 美術品を鑑賞し、作品にまつわる話を
 お楽しみいただきます

申込方法 下記のQRコードにてお申し込みください

支払方法 申し込みフォームにてオンライン決済
 締め切り10/26(日)



(作品画像はいずれもイメージです)



開催中の
 展覧会

特別展

Over The Waves

—南蛮・万博・ジャポニスム—

【開館時間】 午前10時～午後5時
 (入館は午後4時30分まで)

【入館料】 一般1,000円 高・大生800円
 中学生以下無料

※団体(有料入館20名以上)、
 65歳以上は2割引

※各種障がい者手帳を提示された
 場合、本人と介助者1名無料

お問い合わせ：和泉市久保惣記念美術館 TEL:0725-54-0001